

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外商社名簿について</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 26 年 1 月 29 日</u> <u>一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 8 条 (略)</p> <p>(名簿区分 G の登録等)</p> <p>第 9 条 G S 格又は G A 格に海外商社を登録又は格付変更する場合であつて、当該海外商社の名称に政府又は省 (Government 又は Ministry) 等の名称が含まれており、明らかに政府機関等と判断できる場合にあつては、その名称及び住所が記載されている契約書等の写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。</p> <p>2 G S 格に国際機関等を登録又は格付変更する場合は、当該国際機関等の出資及び活動状況を記した日本政府又は本邦に所在する国際機関の支部等の刊行物の表紙及び当該国際機関等の記載箇所^のの写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。</p> <p>3 G E 格 (別表 1 で定める G E 格評価基準の第 3 号に該当する場合を除く。) に海外商社を登録又は格付変更を希望する場合にあつては、登録又は格付変更を希望する者は、前条に規定する信用調査報告書に加え、次の事項について詳細に記述されている書類 (以下「<u>追加資料</u>」という。) を提出するものとする。ただし、信用調査報告書にこれら事項の詳細な記述が含まれている場合にあつては、当該部分に限り、追加資料の提出は要しない。</p> <p>一 出資内容</p> <p>二 代表者の任命権者</p> <p>三 設立根拠法等又は当該海外商社の予算決定についての議会の議決又は政府若しくは地方公共団体の承認等</p> <p><u>4 G E 格に別表 1 で定める G E 格評価基準の第 4 号に該当する海外商社を登録又は格付変更を希望する場合には、前項第 2 号又は第 3 号の書類に代えて、次の一部又は全ての事項等について</u></p>	<p style="text-align: center;">海外商社名簿について</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 8 条 (略)</p> <p>(名簿区分 G の登録等)</p> <p>第 9 条 G S 格又は G A 格に海外商社を登録又は格付変更する場合であつて、当該海外商社の名称に政府又は省 (Government 又は Ministry) 等の名称が含まれており、明らかに政府機関等と判断できる場合にあつては、その名称及び住所が記載されている契約書等の写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。</p> <p>2 G S 格に国際機関等を登録又は格付変更する場合は、当該国際機関等の出資及び活動状況を記した日本政府又は本邦に所在する国際機関の支部等の刊行物の表紙及び当該国際機関等の記載箇所^のの写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。</p> <p>3 G E 格 (別表 1 で定める G E 格評価基準の第 3 号に該当する場合を除く。) に海外商社を登録又は格付変更を希望する場合にあつては、登録又は格付変更を希望する者は、前条に規定する信用調査報告書に加え、次の事項について詳細に記述されている書類 (以下「<u>追加書類</u>」という。) を提出するものとする。ただし、信用調査報告書にこれら事項の詳細な記述が含まれている場合にあつては、当該部分に限り、追加資料の提出は要しない。</p> <p>一 出資内容</p> <p>二 代表者の任命権者</p> <p>三 設立根拠法等又は当該海外商社の予算決定についての議会の議決又は政府若しくは地方公共団体の承認等</p>	

詳細に記載されている資料を提出できるものとする。

イ 代表者選任手続き、役員構成等、人事面での政府との関係に関すること

ロ 法令や定款の定め等における設立・出資等に関連すること

ハ 事業内容及び事業遂行における政府との関係に関すること

ニ 予算、財務内容、収支内容等、財務面での政府との関係に関すること

5 名簿区分Gに別表1で定めるGS格評価基準の第1号又はGE格評価基準の第3号に該当する海外商社を登録又は格付変更する場合であって、第1号に該当する場合には、第2号に掲げる書類をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。

一 次の全てを満たすこと。

イ 当該海外商社の名称に一般に銀行に用いられる名称(Bank, Banque, Banco, Banca等)が含まれていること。

ロ The Bankers' Almanac (REED INFORMATION SERVICES LTD. 発行) 最新版、又はBank Scope (BUREAU VAN DIJK 発行) 最新版に当該海外商社が収録されていること。

ハ GE格評価基準の第3号に該当する海外商社を登録又は格付変更する場合にあつては、ロに当該海外商社の出資内容が記載されていること。

二 次のいずれかの書類

イ The Bankers' Almanac の表紙及び当該海外商社が記載されているページの写し

ロ Bank Scope の当該海外商社についてのレポート

第10条 ～ 第14条 (略)

附 則

この改正は、平成26年1月29日から実施する。

4 名簿区分Gに別表1で定めるGS格評価基準の第1号又はGE格評価基準の第3号に該当する海外商社を登録又は格付変更する場合であって、第1号に該当する場合には、第2号に掲げる書類をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。

一 次の全てを満たすこと。

イ 当該海外商社の名称に一般に銀行に用いられる名称(Bank, Banque, Banco, Banca等)が含まれていること。

ロ The Bankers' Almanac (REED INFORMATION SERVICES LTD. 発行) 最新版、又はBank Scope (BUREAU VAN DIJK 発行) 最新版に当該海外商社が収録されていること。

ハ GE格評価基準の第3号に該当する海外商社を登録又は格付変更する場合にあつては、ロに当該海外商社の出資内容が記載されていること。

二 次のいずれかの書類

イ The Bankers' Almanac の表紙及び当該海外商社が記載されているページの写し

ロ Bank Scope の当該海外商社についてのレポート

第10条 ～ 第14条 (略)

別表 1

第3条第3項に定める与信管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。

格付	評価基準
G E	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>一 以下の全てが満たされ、かつ、日本貿易保険が名簿区分Gを適当であると判断した者。</p> <p>イ G S格又はG A格に該当する者（以下本号及び第3号において「G S格等」という。）が出資割合50%超を保有する者（銀行等を除く。）であること（G S格等及びG S格等が出資割合50%超を保有する者又はG S格等が出資割合50%超を保有する者が出資割合50%超を保有する者は、G S格等が出資割合50%超を保有する者とみなす。第3号において同じ。）。</p> <p>ロ G S格等が当該海外商社の代表者の任命権を有していること。</p> <p>ハ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 当該海外商社のために制定された根拠法又は政令等に基づき設立されていること。</p> <p>(2) 当該海外商社の予算決定については議会の議決が必要であること又は当該海外商社の属する政府若しくは地方公共団体の承認等が必要であること。</p> <p>二 政府関係法人又は政府関連基金等</p> <p>三 G S格等が出資割合50%超を保有する銀行等</p> <p>四 <u>第1号の要件を満たさないが、中央政府が原則として直接又は間接に出資割合100%を保有し実質的に政府と同一視できる者で、かつ、日本貿易保険が名簿区分Gを適当であると判断した者。</u></p>

別表 1

第3条第3項に定める与信管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。

格付	評価基準
G E	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>一 以下の全てが満たされ、かつ、日本貿易保険が名簿区分Gを適当であると判断した者</p> <p>イ G S格又はG A格に該当する者（以下本号及び第3号において「G S格等」という。）が出資割合50%超を保有する者（銀行等を除く。）であること（G S格等及びG S格等が出資割合50%超を保有する者又はG S格等が出資割合50%超を保有する者が出資割合50%超を保有する者は、G S格等が出資割合50%超を保有する者とみなす。第3号において同じ。）。</p> <p>ロ G S格等が当該海外商社の代表者の任命権を有していること。</p> <p>ハ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 当該海外商社のために制定された根拠法又は政令等に基づき設立されていること。</p> <p>(2) 当該海外商社の予算決定については議会の議決が必要であること又は当該海外商社の属する政府若しくは地方公共団体の承認等が必要であること。</p> <p>二 政府関係法人又は政府関連基金等</p> <p>三 G S格等が出資割合50%超を保有する銀行等</p>